

住民説明会（第 28 回）

日時：平成 27 年 4 月 23 日（木）10：30～12：30

場所：住之江区民ホール

（司会）

定刻になりましたので、ただ今から、特別区設置協定書についての住民説明会を開催致します。まず、開会にあたりまして、大阪府市大都市局理事、阿形よりご挨拶申し上げます。理事、よろしくお願いいたします。

（阿形大阪府市大都市局理事）

皆さん、おはようございます。大阪府市大都市局理事の阿形でございます。失礼をして、この場からご挨拶をさせていただきます。本日は大変お忙しい中、特別区設置協定書についての説明会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この説明会は、去る 3 月 13 日に大阪市会、3 月 17 日に大阪府議会で、この特別区設置協定書が承認をされました。来る 5 月 17 日に、大阪府域における特別区の設置についての住民投票が行われますことから、法律に基づきまして、この法律というのは大都市地域における特別区の設置に関する法律という法律ですが、これに基づき大阪市長が行う説明会でございます。従いまして本日は橋下市長も出席をし、後ほど皆様に説明をさせていただきますが、まず、その前に我々事務局の方から、皆様にお配りしておりますパンフレットに基づきまして特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容を説明させていただきます。

ただ、最初にお断りをおこななければなりませんけれども、この協定書に記載しております内容は、例えば住民サービスをこのように充実しますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますといったような、いわゆる地域の将来計画というようなものではございません。この協定書は、住民サービスやまちづくりを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどうするかということを示したものでございます。

具体的には、現在、人口 270 万人の政令市である大阪市を、35 万人から 70 万人の五つの特別区とし、皆様がたに選挙で選ばれた公選の区長、区議会を設けること。また、今まで大阪市と大阪府が両方で担ってきた広域行政と言われる分野、役所には広域行政という分野があるんですけれども、その仕事を大阪府に一元化すること。そういうことなど、自治の仕組みそのものをどういうふうに変えるのか。つまりこれから皆様にサービスを提供していく役所は、どういうものかということに記載したものでございます。そういうことから、本当に今までなじみがない初めてのものでございますし、なじみのない行政用語もたくさん出てまいりますので、ご理解をいただくことが難しい部分もあるかも分

かりません。ですが、本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆様方の住民投票に際してのご判断の一助となりますよう、我々はできる限り分かりやすい説明に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い致します。

最後に、種々の都合により壇上からのご説明になること、また入場の際に金属探知機など、不自由な、あるいは不愉快な思いをお掛けしましたことをおわび申し上げますとともに、来る5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいことを、お願いを申し上げまして、最初のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

それでは、続きまして本日の出席者ですが、本日の説明者、部長の太田でございます。

(太田大阪府市大都市局制度調整担当部長)

よろしくお願い致します。

(司会)

司会の片岡です。市長と区長につきましては、後ほど到着致します。それではまず、説明パンフレットを使いまして、事務局よりご説明申し上げます。太田部長、よろしくお願い致します。

(太田大阪府市大都市局制度調整担当部長)

それでは皆様のお手元でございます、特別区設置協定書の、このパンフレットに基づきまして、私の方からご説明を申し上げます。座って説明をさせていただきます。失礼致します。

まず、3ページから4ページをお開きいただきまして、見開きの「協定書のイメージ」、こちらの方をご覧願います。左側に現在という欄がございますが、そこに記載しておりますように、国におきまして、大阪市などの大都市におけます住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。具体的に大阪府で申しますと、1人の市長で270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが状況です。また、大阪市と大阪府の両方が、広域機能の、下の点線枠囲いに記載をしておりますような、産業、港湾などの事業を、全域に都市化が進んでおります狭い府域の中で、それぞれ別々で行っている状況です。これをページの真ん中から右に記載しておりますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移す。これら広域機能を大阪府に一元化することで大阪トータルの観点から、大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくものです。そしてこれら広域機能以外の、住民の皆様身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、35万から70万人の五つの特別区を新たにつくるものでございます。これによりまして、市長に任命された職員区長

ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会の下で住民の皆様の声をより身近に聞いて、市一律でない、地域の実情や住民の皆様のニーズに応じたサービス提供を行っていくものでございます。これが、これからご説明する協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは6ページをお願いします。順次、特別区設置協定書の内容等についてご説明をします。まず上の、「特別区とは」をご覧ください。特別区は、市民の皆様による選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができるものです。これに対して、現在皆様がお住まいの区は行政区と申しますが、区長は、市長が任命する職員であり、区ごとの議会もございません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の中ほど、「協定書とは」をお願いします。特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、五つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次にその下、「今後のスケジュール」についてご説明致します。特別区設置の賛否を問います住民投票につきましては、5月の17日、日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合、特別区は設置されません。

次に7ページをお願い致します。「協定書ができるまでの背景・経緯」についてご説明を致します。中ほどの囲みのところで、平成24年4月から大阪府と大阪市の条例に基づきまして、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けまして大阪から、大阪にふさわしい大都市制度について議論を行ってまいりました。その下の中ほど、参考をご覧ください。こうした中、平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる大都市法が制定をされました。7ページ下の囲みをご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に、大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置をされ、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書(案)が取りまとめられたところです。その後2月に総務大臣から、協定書(案)につきまして「特段の意見はありません」との回答を頂き、3月には府・市両議会において承認されたところでございます。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明をします。8ページの上、「特別区の設置の日」をご覧ください。住民投票で、特別区設置について賛成多数となった場合には、平成29年4月1日に、五つの特別区が設置されることとなります。続いてその下、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明致します。まず「特別区の名称」につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。それぞれの「特

別区の区域」については、特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んでまいりました歴史や、住民の皆様の移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民の皆様に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさ、こういったものを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けをしておりますエリアと決定されたものです。なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民の皆様のつながりを踏まえ、南区となったところです。

次に「本庁舎の位置」ですが、特別区設置協議会において、住民の皆様からの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区は現在の西成区役所となりました。各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数 86 人を、北区が 19、湾岸区が 12、東区が 19、南区が 23、中央区が 13 人と割り振られたところでございます。また議員報酬につきましては、市条例に規定を致します報酬額の 3 割減となっております。一番下の「ひとくちメモ」にございますように、現在の 24 区役所及び出張所等は、全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしております。住民の皆様の利便性が損なわれることはございません。

次にお開きいただきまして、9 ページから 13 ページ、「各特別区の概要」を記載しております。9 ページの「北区の概要」で申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島、北、淀川、東淀川、福島の各区役所、そして東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。また北区は、一番下に記載の主要統計の昼夜間人口比率が 153%と、住んでおられる方々より、通勤などで通っておられる方々が多い特性を示しております。また 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が、69.4%と高い数字になっております。さらに上の地図からも、都心へのアクセスも充実をし、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

次に 10 ページの「湾岸区の概要」で申しますと、現在の港区役所が本庁舎、現在の此花、大正、西淀川の各区役所、そして住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また湾岸区は、下に記載の主要統計の工業出荷額が 1 兆 2,000 億円と、5 区の中で最も大きなものとなっています。上の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港であります大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

お開きいただきまして 11 ページ、「東区の概要」で申しますと、現在建設中の城東区役所が本庁舎。現在の東成、生野、旭、鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。また東区は、下の主要統計の年齢別人口比を見ますと、15 歳未満が 12.7%、65 歳以上が 23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆様が多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積をした地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住

魅力と、多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区と言えます。

12 ページ、「南区の概要」で申しますと、現在の阿倍野区役所は本庁舎、現在の平野、住吉、東住吉、住之江の各区役所、そして東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。また南区は、主要統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同じように 15 歳未満が 12.9%、65 歳以上が 24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆様が多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスをはじめ、新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合致しました都市魅力と定住魅力ある特別区と言えます。

13 ページをお開きいただきまして、「中央区の概要」で申しますと、現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央、西、天王寺、浪速の各区役所が支所等として残ることになります。また中央区は、主要統計の商業販売額が 18 兆 8,000 億円と、5 区の中で最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っております。また昼夜間人口比率が 237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地します、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区と言えます。最初の協定書のイメージのところで申し述べましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえ、特別区それぞれの実情や住民の皆様のニーズに応じたサービスを、5 人の区長、区議会の下で提供していくことになるものです。

次に 14 ページ、「町の名称」についてでございます。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものでございます。特別区の町名を定めるにあたりましては、原則新たに設置をする特別区の名称と、現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えています。具体的に申しますと、湾岸区では、例えば大正区千島を湾岸区大正千島、西淀川区御幣島を湾岸区西淀川御幣島、また新しい南区でまいりますと、住吉区长居を南区住吉長居、住之江区南港東を南区住之江南港東とすることを考えております。一番下に「ひとくちメモ」に書いておりますように、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆様のご意見をお聞きして決定してまいります。

次に 15 ページをお開きいただきまして、「特別区と大阪府の事務分担」をご説明致します。ここでは特別区と大阪府が行います事務、これからは仕事ということで申し上げますが、この役割分担を示しております。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものでございます。仕事に応じて、後ほど説明を致します職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し調整するのかなどが決められているということでございます。まず基本的な考え方をお願いします。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民の皆様身近な仕事とあわせて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分について、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。これを、広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされております、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。そして特

別区では、選挙で選ばれた区長、区議会の下、先ほどご説明致しましたそれぞれの区の特徴などに応じ、住民の皆様身近なサービスが提供されることになるものです。大阪府と特別区できっちり仕事を分けて、役割分担を明確化するというところでございます。これまで大阪市が大阪府と同じように担ってまいりました、交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。従いまして、特別区は住民の皆様身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。現在、大阪府が行っております仕事は、大阪府と特別区が行うことになるものです。その際、大阪府の仕事の引き継ぎにあたりましては、現在の大阪府のサービス水準は維持されることとなっております。つまり現在大阪府が行っております仕事の担い手が、大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪府のサービス水準が変わるものではございません。

次に 17 ページをお開きいただきまして、「職員の移管（特別区の職員体制）」をご説明します。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しております。上の「基本的な考え方」に記載しておりますように、特別区と大阪府は、仕事の役割分担に基づき、それぞれきっちりサービスを提供できるよう、最適な職員体制を整備致します。

中ほど以下の、「職員の移管の（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は、大阪市と大阪府を合わせた概数で、左下に記載のとおり 77,100 人と見込んでおります。その右の記載ですが、特別区設置当初には、特別区・一部事務組合・大阪府の合計で 77,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪府の職員構成におきまして、技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでおるものでございます。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 75,600 人になると見込んでおります。

次に 18 ページ、「特別区の行政組織（イメージ）」を示しております。組織の名称、これはあくまでイメージでございまして、仮称でございしますが、五つの特別区において、選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ、独立した自治体運営がなされることになるものです。また、これまでの区役所などで担ってきまして住民サービスの窓口は、特別区になりましても現在の 24 区役所や出張所等で引き続き行いますので、住民の皆様の利便性が損なわれることはございません。

続いて 19 ページ、お開きを願います。「税源の配分・財政の調整」についてご説明します。まず一番上のところをご覧ください。税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることとさせていただきます。財政の調整とは、先ほどご説明致しました仕事の役割分担に応じて、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、必要な財源、これはお金と申しますが、これを特別区と大阪府に分けることとさせていただきます。あわせて、各特別区に配るときには、特別区ごとで収入に大きな差ができないように調整をすることとさせていただきます。「基本的な考え方」のところにも記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお

金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されるものです。あわせて、大阪府には大阪市から仕事に移る大阪城公園のような大規模公園や、広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分致します。これはあくまで市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということでございまして、大阪市から大阪府にお金だけが移るということはございません。

その下の枠囲みをご覧ください。これらの特別区と大阪府に配分をするお金は、これは大阪府の特別会計で管理をしまして、その配分割合は、特別区設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごとに大阪府・特別区協議会で検証します。その際、大阪府が受け取るお金につきましては、大阪市から移される仕事に使われているかどうか、これを検証致します。その下の、「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆様から納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除いて、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表したものでございます。

次に21ページをお開き願います。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明します。ここでは、市民の皆様が日頃から利用されている施設をはじめ、現在大阪市が持っております株式など、さまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しております。「基本的な考え方」に記載をしておりますが、まず学校や公園、こういった住民サービスを進める上で必要な財産は、先ほどご説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じて、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪市が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくということとなります。サービスの提供者が変わるということだけで、市民の皆様が日頃から利用している施設が使えなくなるということではございません。これまでどおり当然使えるものです。

次に、株式や、大阪市が様々な目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などにつきましては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除いて、特別区に承継されることとなります。

次に23ページをお開き願います。「大阪市の債務の取扱い」についてご説明を致します。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載をしております。債務の主なものは、大阪市債、いわゆる借金でございますが、「基本的な考え方」に記載しておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じ、大阪府と特別区が負担するものです。大阪府と特別区の負担額は、先ほどご説明致しました財政調整などによって必要な財源が確保されます。これによって、これまでの債務は確実に返済されるものです。

次に24ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明致します。上にありますが、一部事務組合、機関等の共同設置とは、五つの特別区が連携をして効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことでございます。一部事務組合につきましては、五つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした

取り組みを使いまして、大阪府内でも 31 の一部事務組合がさまざまな仕事を行っておりまして、長年にわたって安定的に運営をされてきています。今回、五つの特別区が一緒になってつくります一部事務組合で行う仕事は、平成 30 年に都道府県に移す関係法案が国会で議論をされております国民健康保険事業や、一つに集約をして処理する方が効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などがございます。あくまで特別区が担う仕事は、各特別区において行うことが原則でございます。一部事務組合で行う仕事は特別区の全ての仕事のうち、約 7 % となっております。

次に、お開きいただきまして、25 ページをお願い致します。「大阪府・特別区協議会」についてご説明を致します。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう、話し合う場のことでございます。中ほどの、「大阪府・特別区協議会のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がございますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に、23 の区長から選ばれた 8 人の区長となっております。これを大阪では、大阪府知事と五つの特別区の全ての区長を基本メンバーと致します。そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分や、大阪府が引き継ぐ財産について、大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことにつきまして話し合っていくこととしております。あわせて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成をする第三者機関を設けることとしております。

次に 26 ページをお願い致します。「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明を致します。上の推計の目的・位置づけ・まとめをご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に、特別区を設置した場合に、五つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものでございます。この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算でありますことから、それぞれの数値につきましては相当の幅をもって見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。その下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにあるとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それが徐々に拡大をし、平成 45 年度には、棒グラフにありますように 292 億円、29 年度から 45 年度までの累計では、折れ線グラフにあります 2,762 億円となる見込みでございます。この財源活用可能額を利用して、各特別区では今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆様が必要としている新しいサービスを行うことができるものです。次の 27 から 29 ページで、五つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、またご覧おきをください。

最後に、31 ページ、32 ページをお願い致します。皆様からよく頂きます質問と、それに対するお答えを載せさせていただいております。その記載にあります、よくある質問と致しましては、「特別区になっても住民サービスは維持されるのか」、「これまで納めていた

税金や水道料金などは高くなるのか」など、8項目を挙げております。こういったご質問に対して、それぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご覧おきを願います。説明は以上でございます。

(司会)

ここで、市長と区長が到着致しました。ご紹介申し上げます。橋下市長でございます。住之江区、高橋区長でございます。それでは、市長より、スライド等を使ってご説明申し上げます。市長、よろしく願います。

(橋下市長)

皆さん、このようにお集まりいただきましてありがとうございます。日頃より、大阪市政にご協力いただきましてありがとうございます。今日は、特別区設置、いわゆる大阪都構想、以後、大阪都構想と言わせてもらいますが、こちらについて市長としての説明をさせていただきます。着席をさせていただきます。

冒頭なんですけれども、まずこの説明会においては、僕のこの説明が一方的じゃないとか、間違っていること言っているんじゃないかといろんな所で言われていますので、この都構想に反対しています自民党、民主党、公明党、共産党の皆さんに、「それだったらここに出てきて、問題があれば指摘してくださいよ。何かあれば議論しましょうよ」と言ったんですけれども、自民党、民主党、公明党、共産党の皆さんには断られたという経緯があることをまずお伝えしておきます。それから、今日説明させていただきます、いわゆる大阪都構想のこのパンフレット、基になった大阪都構想の設計図と言われる協定書というものがあるんですが、こちらの協定書は国のチェックも受けて、府議会、市議会で賛成多数となったものです。もう府議会、市議会で賛成多数となっておりますので、今、大阪市の方針となっております。今から説明させていただきますが、「橋下の話だけを聞きに来たんじゃない」ということを必ず言われる方がいらっしゃるんですが、これは市長としてきちんと法に基づいて、この大阪市の方針を説明させてもらわなければいけません。ただ、これは誰が提案したのかといえ、これまた市長としての僕なんです。提案者も市長、それから説明するのも市長。市長、市長と言っても、これは橋下徹個人なわけですから、説明するのと、これをもともと提案したものと、橋下徹、みんなこれ一緒なものですから、この後、僕という表現が出てくるかも分かりませんが、それはあくまでも市長として、また提案者としてという意味だご理解ください。当然僕には私、私人としての僕という意味と、市長としても僕という表現を使いますので、僕という表現を使うと、「おまえ、橋下の個人の意見を聞きに来たんじゃない」と言われる方がいるんですが、僕は市長でもあり橋下徹個人でもありますので、そのあたり、僕という表現については、あくまでも市長、提案者という意味だというふうにご理解をください。

説明に入る前に、大都市局のさっきの説明で「十分分かった」と。正直におっしゃって

いただけますか、お気遣いなく。「十分分かった」という方はいらっしゃいますか。ほとんどあれですね。「何となく分かった」という方はどれくらいいらっしゃいますか。正直で結構です。「よう分からんわ」という人は、「さっぱり分からんわ」。分かりました。説明をさせていただきます。

この、いわゆる大阪都構想というものは、これは解決策です。ある問題を解決しようとした解決策です。では何を解決しようとしているのかというところを聞いていただかないと、この解決策が本当にふさわしいのかどうなのかが分かりません。判断が付きません。この、いわゆる大阪都構想のパンフレットの中身だけを聞いても、これがいいのかどうかは分かりません。一体この大阪都構想で、何を解決しようとしているのか。その目的です。なぜ都構想というものを提案したのか。その提案理由を皆さんに聞いていただいて、おまえが言っていることさっぱり分からんわということになれば、そもそも反対になるでしょう。それから、この大阪都構想を提案した理由、理由はよく分かるけど、でも方法としてやり過ぎちゃうのということであれば、これも反対になるでしょう。提案者としては、大阪の問題を解決するためには、この大阪都構想という方法しかないという、そういう思いで今回これを提案しましたけれども、その提案理由を聞いていただいて、本当にこの大阪都構想、これを大阪においてやる必要があるのかどうなのか、そこを皆さんにご判断をしていただきたいと思います。

僕は知事も経験しています。今、現職の市長ですけれども、一体大阪にどんな問題を感じたかなんです。これは、大阪府庁と大阪市役所という役所、仕事が全く整理がついていないなど。役所の仕事が整理ついていない。大阪府庁と大阪市役所、役所の役割分担が、ちゃんとできていない。このことで、市民皆さんに大きな大きなマイナスを与え、大阪に大きなマイナスを与えているなど感じたところから、この大阪都構想というものを提案しました。ですから大阪府庁と大阪市役所をもう一度作り直して、仕事の整理をして役割分担をはっきりさせて、市民のために、府民のために、大阪のためにもっとよく働く、そういう役所につくり変えようというのがこの大阪都構想なんです。ですから役所をつくり直しましょうというのがこの大阪都構想なんです。大阪府庁と大阪市役所の今の状態だと、非常に大阪にとってマイナスになっている。ではどういうマイナスがあるのか。そこをどう僕が認識したのか。そこを説明させていただきます。大阪府庁と大阪市役所が、仕事の役割分担が整理できていないことで、大阪府庁と大阪市役所が同じような仕事をやっている。今まではこういう仕事、大阪府庁と大阪市役所がばらばらでやっていたけれども、これからはずっとばらばらでやるのと、一つにまとまった方がよっぽど大阪のためになるんじゃないのというのが、まず問題意識の一つです。なぜばらばらでやる必要があるのか。まとまってやった方がよっぽど大阪のためになるんじゃないか。

これを二重行政というんですけども、よく誤解されるのが、二重行政というとどっちか片方つぶしてしまう、というイメージに取られています、違います。まとまって一緒に運営していきましょうよという趣旨なんです、二重行政の解消というのは。特に市立病院

については、住之江の皆さんは関心があるところだと思います。市立住吉病院、僕は廃止の決定をしました。これは大阪都構想とは全く関係ありません。住之江医師会がちょっと間違っただけを言っています。大阪都構想が反対になれば、住吉市立病院がもう1回復活する、そんなことはありません。あれは大阪都構想とは全く別に、病院の問題として、僕が判断をしました。ですから大阪都構想での住民投票、賛成、反対に関わらず、住吉の市立病院は、申し訳ないですけども、あそこは一旦終了させてもらいます。一旦、なぜかと言いますと、住吉市立病院と府立急性期医療センター、大阪府立の病院です。あそこを一緒にまとめて、小児・周産期の新しい病院を一からつくるんですけども、その住吉市立病院が単独でやるよりも、一緒に併せてやった方が、もっと医療技術の高い病院になると。小児・周産期のお医者さんは数が少ないんです。ですから今、大阪府の方針としても、できる限り病院はまとめましょうと。少ないお医者さんをいろんな病院に分散させると、お医者さんにすごい負担が掛かるんです。ですから小児・周産期のお医者さんにもっと働きやすい環境をつくるために、できる限り小児・周産期の病院をまとめていきましょうというのは、これは大阪都構想とは全く別の、病院政策の問題なんです。これは住吉の市立病院の近くの方にとっては、ちょっと離れるということで、確かに迷惑だなというふうに思われるかも知れませんが、でもこれは大阪のことを考えると、またこの南部地域、住之江とか住吉とかそちらの地域を考えますと、小児・周産期において出産のときのどんな事故にも対応できるような、最高レベルの病院をつくらうということで、今回、市立住吉病院は一旦終了と。そして府立急性期のところにあわせて、最高レベルの病院をつくる。そして市立住吉病院の跡地には民間病院を誘致してくるという方針を決めました。

これは、大阪都構想の今度の住民投票の、賛成、反対の結論に関わらず、これは病院政策の問題として進めさせてもらいます。ですから市立住吉病院の問題と、この二重行政の話は別に置いておいてください。市立住吉病院とは別に、こちらで言っているのは、例えば都島区の総合医療センターの話です。都島区の総合医療センターというのも素晴らしい病院です。そして府立の成人病センター、素晴らしい病院です。こういうものは、あわせて一つの病院ということでまとめて運営した方が、もっとすごい病院になるんじゃないかという、そういうことなんです。港も皆さんご存じのとおり、住之江、南港咲洲、大阪港ですけども、その南側は堺泉北港になっています。大阪府と大阪市がばらばらで港を運営するんじゃなくて、一つにまとまって運営した方がより強力な港になるでしょう。別に大阪市が港をやる、大阪府が港をやる、ばらばらにやる必要なんか全くないでしょう。一つにまとまってやりましょうよというのが、二重行政の問題意識なんです。ですから、この二つのものを一つにまとめてどっちかを削ってしまうということではありません。二つのものを一つにまとめた方が、より大阪のためになるでしょう。むしろ、ばらばらでやっている意味はないでしょうということです。いわゆる大阪都構想に反対する人たちは、「大阪市は大阪市でやった方がいいんだ」と言うんですけども、これは僕が知事をやり、市長をやった経験からすると、二つの役所がばらばらでやる意味、理由はよく分かりません。

一つでまとまった方が、より大阪のためになると僕は認識しました。東京は既にそうなっています。東京は、病院も都立病院、大学も首都大学東京、港は都の港、研究所も都立の研究所。それで何か問題があるかといったらありません。

といいますのも、これは皆さんにも考えていただきたいんですけど、皆さんは大阪市民でもあり大阪府民でもあるんです。市民でもあり府民でもある。大阪市民ということで別の存在ではないわけです。今度大阪府が、法律改正されると大阪都という名称になります。これも以後、大阪都と言わせてもらいますが、法律改正されると大阪都になる。そうすると皆さんは市民でもあり都民でもあるわけですから、市立の大学、市立の病院、市立の研究所というものが、大阪市立が都立になったところで、何か皆さんに不都合があるとは、僕は感じないんです。皆さんは都民、今は府民ですけども、法律改正が行われれば都民になりますが、都民のためのいろんな施設ということで、大阪市立が都立になったとしても何も影響ない。むしろ一つにまとまった方が、非常に僕は大阪の発展のためになると思っています。特に大学なんていうのも、府立、市立という今のこのような規模でばらばらでやるのではなくて、一つにまとまって都立大学になった方が、これは神戸大学以上の規模になるんです。二つがまとまれば、神戸大学以上の規模になってものすごい競争力を持つ。大学なんていうのは、今、国内、国外、非常に競争の厳しい状況になっていますから、そのまま普通にやっていたら何とかなるという時代ではありません。ですから大学も一つにまとめて都立大学にした方が、よっぽど競争力のある大学になって、大学が力を持つということはそのまちの発展につながるわけです。学生が集まる、教授が集まる、その知的な知識が集まる、情報が集まる。ですから、今までは府立、市立でばらばらにやっていたものを、一つにまとめて都立大学にして、強力な大学にした方が大阪のためになるんじゃないかと考えました。そもそも市立大学、学生さんのうち7割は大阪市民以外ですから。大阪市民はそもそも学生さん、3割しかいないわけです。もともと大阪市民だけの大学じゃないんです。それだったらあわせて都立大学にした方が、それは大阪のためになるんじゃないかというふうに思っています。これが二重行政の問題。こういうものをこれからも大阪府、大阪市でばらばらでやっていくのか。それともまとめてやっていくのか。僕は知事、市長の経験で、まとめて、大阪のため、その方がなると、そういうふうに認識をしております。

そして次のページなんですけど、こちらは大阪市役所の事業の失敗例の一部です。皆さん、この金額をよく見てください。これら損失が出た場合には全部市民の負担になります。これは住之江、WTCビル、1,200億円。ATCビルも住之江ですね。1,500億円。これはOCAT、湊町開発センター、478億円。クリスタ長堀、440億円。こちらオスカードリーム、これは住之江ですね。225億円。これらの事業の金額、これは事業の失敗例の一例ですけども、こういうのは損失が出たら全部皆さんの負担なんです。特にこのオーク 200 というのが、港区弁天町の駅前に建てられたホテルですけども、事業費 1,027 億円。1,027 億円の事業失敗しました。その上といいますか、失敗した後、損害賠償請求を銀行からされたんです。大

阪市役所、損害賠償請求。裁判の結論が出ました。結論は、「650億円支払え」です。10年間で650億円これから支払っていきます。1年65億円、皆さんの税金です。皆さんのためには何もなりません。この1年65億円、650億円。ただただ銀行に支払うだけです、皆さんの市民税で。オスカードリーム、これも皆さんご存じだと思います。商業施設の上にホテルが引っ付いたような建物ですが、事業費225億円。失敗しました。先日、民間企業に売却されました。売却金額が13億円です。銀行からまた訴えられました、損害賠償請求。結論は、「285億円支払え」。交通局が一括で支払いました。

こういう状況を皆さんはどこまでご存じかどうか分かりません。これは市長としての説明責任が十分果たしていなかったのかも分かりませんし、市議会議員がどこまで説明していたか分かりませんが、こういう話を聞いてどう思われるかです。僕はもうこういうことは許しちゃいけないと。今の役所、それをやっぱり作り直して、こういうことが止まるのであれば、こういうことが二度と起こらないようになるのであれば、今の役所を作り直してやれ、という思いで提案したのが大阪都構想です。このまま、今のままの市役所を続けていくのか、それとも作り直していくのか、どちらかの判断です。

皆さんは、先ほども言いましたけれども、市民でもあり府民でもあるわけですから、市役所だけの問題ではないんです。市役所だけに関係しているわけではないんです。大阪府庁にも皆さんは関係しているんです。大阪府庁というのは全然別の存在じゃないんです。大阪府庁がどうなっているか。こちらは大阪府庁の事業の失敗例の一例です。この金額、しっかり見てください。損失が出ると全部皆さんの負担になります。皆さんは市民でもあり府民でもありますから、今度は府民として負担をするわけです。すごい金額です。僕は知事をやって、市長をやって、大阪府庁と大阪市役所の役所をずっと見てきて仕事をしてきましたけども、このままじゃ駄目だなと。こういうことがあるわけでしょう。大阪都構想反対する人たちは、役所の問題とは関係ないんだと。これは過去のいろんな政策の失敗だから、別に役所を作り直す必要はないと言うんですけども、過去失敗があったんだったら、将来もまた起こる可能性があるんじゃないのというふうに僕は感じております。これは大阪市長、大阪府知事の経験としてそのように感じました。だから将来、二度とこういうことが起こらないように、その策を打ったのがこの大阪都構想です。

二重行政の問題とか、この税金の無駄遣いの問題、こういう問題、市民でもあり府民でもある皆さんに全部負担としてのしかかってくる。それがこちらです。こちらの表を見てもらいたいんですが、この棒グラフ、こちらが大阪市民の皆さん1人当たり、大阪府庁、大阪市役所に負わされている負担額です。役所に負担させられている負担額です。こちら小さい方の棒グラフが、東京都民1人当たりが東京都庁や特別区役所に負わされている負担額、役所に負わされている負担額です。見てください。大阪市民の皆さんの負担、東京都民の実に3倍以上です。こういう状況を、僕は変えなきゃいけないと。知事と市長の経験から、こういう状態はもう駄目だろうと。今まではこういうことで良かったのかもしれないけども、子どもたちや孫たちにこういう役所の関係をずっと続けて残していくのか。

僕はこれは本当に駄目だと思っています。

この色の付いた部分が大阪府分なんです。ネズミ色の部分が大阪市分なんです。問題なのは、仕事の役割分担ができていないんです。両方とも結局大きな仕事をどんどんやっている。これは組織としてしょうがないんです。大阪府庁の職員も大阪市役所の職員も、良かれと思ってやっているんです。大阪のためになるとか、大阪市民のためになる。でも、大阪府庁と大阪市役所の仕事をトータルで誰がしっかり見ているのというのがいないんです。大阪府庁と大阪市役所が、それぞれ良かれと思って、ある意味好き放題やてきたと、これまで。全然そこに仕事の役割分担とか、あなたそれをやってくれるんだったら、こっちはちょっと我慢しますよ、ちょっと抑えますよとか、そういうことがなかったんです。今までの大阪府庁、大阪市役所。だから見てください。お互いに、好きなように、ある意味良かれと思ってやってきた結果、こんな状態になっている。この大阪府庁、大阪市役所の関係を、これからも子どもたちや孫たちの代に、ずっとこういう関係を続けさせていくのかということです。府庁の職員や市役所の職員にとっては、組織として仕事ができればいいという、そういう認識があるのかも分かりませんが、僕は違います。大阪のためのことを考えれば、大阪府庁、大阪市役所、やっぱりちゃんと仕事の整理をしましょうよ。役割分担を明確にしましょうよ。知事と市長をやって、そのように感じました。東京はしっかり役割分担できています。東京は、東京都庁が大きな負担をする。そして特別区というものはそんなに負担しない。この大阪都構想で提案しているのは、この大阪市内に特別区役所を五つつくるということです。まさにこのように、大阪市役所を大きな負担をしない役所につくり変えてしまおうというのが大阪都構想なんです。今、大阪市役所はこんなに負担をしている役所です。でもこれからは、そんな大きな負担はしない。今度名前が変わった大阪都庁の方に全部大きな負担はさせて、そして特別区役所はそんなに大きな負担はしない役所につくり直していきましょうよ、将来に向けてというのが大阪都構想です。今の大阪府庁、大阪市役所の関係を続けていくのか、ちゃんと仕事の整理を今度していくのか。ここが大阪都構想賛成、反対の分れ目になります。今のままだもいいと言う人たちは大阪都構想反対になります。それを一からつくり直していこうということは賛成ということになります。

どうつくり直していくのかということですが、これは大都市局から説明がありました。が、繰り返し説明をさせていただきます。パンフレットの15ページ、16ページです。こちらの方を見ていただいても結構です。今の大阪市役所の仕事、大阪府庁の仕事、大阪全体で見ると整理ができていないというのは、こういうことです。今の大阪市役所は、通常の市役所の仕事、皆さんがイメージされる通常の市役所の仕事。保健医療、福祉、子育て支援、高齢者の皆さんに対するサポート、ごみの問題、小学校、中学校の教育の問題。そういう、通常皆さんがイメージする通常の市役所の仕事の他に、大阪府全体に影響する、ある意味大きな仕事まで大阪市役所がやっちゃっているんです。大阪府庁が大阪全体の大きな仕事をやるというのは、これは皆さんイメージができると思いますが、大阪市役所

も大阪全体の大きな仕事をしてしまっている。ここに仕事の整理がついていないだろう、そして、大阪市役所と大阪府庁が、それぞれ大阪全体の大きな仕事をやっていることで二重行政というものが生まれる。さっきの港とか病院とか。大学とかそうですけど。同じ仕事、ここでは重なっているところ、これが二重行政です。それだったら、大阪市役所がこれまでやってきた、大阪全体の仕事は大阪府庁の方に全部移してしまえというのが大阪都構想です。ですから大阪市役所の仕事のうち、大阪全体に関わる大きな仕事、港、大学、鉄道、それから病院、いろんな研究所、産業政策、そういうものは大阪府庁の方に全部移してしまう。これで二重はなくなるでしょう。新しい大阪府が、大阪全体に関わる大きな仕事を一本化して、新しい大阪府は全部大阪全体に関わる仕事をやっていく。法律改正が行われれば大阪都という名前になります。以後、大阪都と言います。大阪都が大阪全体の大きな仕事をやっていく。これで二重をなくそうというのが大阪都構想です。

そして、大阪市役所は、もう、皆さんがイメージされる通常の市役所の仕事に集中してもらおう。大きな仕事はしないでいい。住民の皆さんの日常生活を支える。今、皆さんが市役所から受けているいろんなサービスがあります。そういう仕事に集中してもらおう、基本的には、「そういうことで大きな負担はもうせんといてね」というふうに、大阪市役所も作り直してしまう。これが大阪都構想です。ですから仕事を整理するんです。大阪市役所が持っている大阪全体に関わる大きな仕事を、大阪府庁の方に全部移すことによって二重行政をなくして、そして大阪市役所も、もう二度と大きな負担はしないような役所にしていましょうと。

大阪市の周辺の市町村を見てもらいたいんですが、こちらは、さっきの役所が市民に負担を負わせているという、そういう棒グラフです。これは大阪市です。大阪府と大阪市が同じような負担をやり続けてきた。これを変えていこうというのが大阪都構想です。大阪市の周りの市町村を見てください。負担額はこんなもんなんです。ここで何が問題かという、大阪府の負担というものはみんな一緒です。それはそうです。堺市民も門真市民も守口市も東大阪市民も、大阪府民みんな同じですから、大阪府に背負わされているその金額は、大阪市民であろうと堺市民であろうと門真市民であろうとみんな同じ。市役所から負担させられている部分、この灰色の部分を見てください。いかに大阪市が突出して、市民の皆さんに負担を負わせているか。周りの市町村の市役所の負担額はこんなもんなんです。普通の市町村は。堺市で 43 万。あとは大体 30 万台です。吹田市に至っては、市役所は市民に 13 万円しか負担を負わせていません。大体市役所というのは、通常の市役所の仕事に集中していれば大きな負担にならないんです。でも大阪市役所というのは、これはいろいろ歴史的な経緯があるからおかしい話ではないんです。今までずっと大阪市役所が大阪全体を引っ張ってききましたんで、大阪というものができて以来。だからずっと大阪市役所が大きな負担をやって、大阪の発展のためにお金を使ってきたんですけれども、これからの時代もそれをやり続けますかということです。大阪市役所の組織としてはずっとそれをやりたいというふうに思うのかも分かりませんが、負担をするのは市民なわけですから。

これからも大阪市民がこんな大きな負担をやり続けて、大阪発展のために皆さんが負担をし続けるのか。僕は、提案者としてそれは違う、これは変えていかなきゃいけないと思っています。大阪全体の発展のためには大阪府庁に基本的には負担をさせる。大阪府庁というのは 880 万人の大阪府民の負担になるわけですから。大阪市民だけが負担してきたこういう負担の状況を、徐々に徐々に変えていかなきゃいけないというのが、大阪都構想の提案理由の一つ目です。二重行政をやめて、そして税金の無駄遣いを止めて、市民の皆さんの負担、それを、こういう負担の状況というのはおかしいでしょう、大阪府庁と大阪市役所の負担の関係を変えましょうというのが、大阪都構想の提案理由の一つ目です。

そして二つ目、大阪の発展ということです。大阪の発展のためには、僕は大阪都庁という、大阪全体の仕事を強力に引っ張っていく。スピーディーに力強く引っ張っていく役所がどうしても必要だという、そういう認識に至りました。これは知事をやって、市長をやって、強烈にそういう思いになりました。この大阪の発展のためには、大阪全体を引っ張っていく大阪都庁が必要だと、そういう考えに至ったわけです。それでこの、いわゆる大阪都構想というものを提案しました。これはどういうことかといいますと、パンフレットの 16 ページです。先ほども言いましたけども、今は大阪市役所も大阪全体の発展の仕事をやっているわけです。大阪府庁も当然大阪全体を発展させる仕事をやっている。ということは、大阪全体を発展させるためには、大阪府庁と大阪市役所が常に話し合いをやっていくという、そういう仕事の進め方なんです。これまでは大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやってうまくいったこと、これはたくさんあります。何でもかんでも失敗したというわけではないんです。うまくいったこともたくさんある。しかしこれからの時代、僕の大阪都構想というのは常にこれからの時代というところを見ての話なんですけれども、これからの時代を考えたときに、大阪府庁と大阪市役所が相変わらず話し合いをやりながら、大阪の発展というものを目指していくのか。それとも話し合いじゃなくて、大阪の発展のことは大阪都庁というところに全部任せて、そこにどんどん大阪の発展を目指して、これを実現していってもら。そういうやり方にするのか。ここの考え方の違いが、大阪都構想賛成、反対の分れ道になるわけです。例えば大阪が発展するということになる、大都市が発展するというのはどういうことかという、まちが便利にならなきゃいけないわけです。便利な大都市には、人や企業はどんどん来るわけです。不便な所には人も来ません、企業も来ません。便利だからこそみんなが集まってくるわけです。

その便利にするということの一つの例で、高速道路があります。まず東京の例を見てもらいたいんですが、こちら右の方が東京の高速道路です。これは中央環状線という高速道路がこの間全線開通しまして、赤色のところが開通したんです。品川線というところ。ここの高速道路が開通することによって、新宿から羽田空港まで、今まで 40 分かかっていたところが 20 分で行けるようになりました。新宿、東京の都心部、ど真ん中から羽田空港まで 20 分で、車で行き来できるようになったんです。これはものすごい便利です。あっという間です、空港まで。ただこの中央環状線、どこを高速道路が走っているかという、池

袋、新宿、原宿、渋谷、東京のど真ん中を走っているわけです。どこを通したの。地下を通しての。地下を高速道路を通して、そこをビュンビュン車が走っているんです。それで新宿から羽田空港まで 20 分で結ばれるようになった。でもこの高速道路は 40 年前に計画がつけられて、40 年かかってこれが実現できたんです。ものすごい便利になりました。この計画というのは誰がどんどん進めていっているかという、東京都庁が東京全体の発展のことを考えて、この計画というものをつくりながらどんどん進めてきたわけです。もちろん国も協力はしてくれるんでしょうけども、東京都庁というところが引っ張っている、東京全体の発展のために。

こちらは大阪です。大阪も頑張ろうということで、阪神高速の環状線の周りに、大きな環状線をつくらうとしたわけです。住之江の皆さんも関係していますけれど。ただこの赤色の部分がずっと話が進まなかったんです。環状線というのは輪になって初めて意味があるのに、ずっと話が進まなかった。なぜかという、右のこの辺が大阪府の担当なんです。門真市とかそういうところで、大阪市外ですから大阪府担当。大阪市内の方は大阪市担当。話し合いがつかなかったんです、ずっと。僕が知事のとときに、当時の大阪市長に、「早く大阪全体のためになるんだからやりましょうよ」と。「大阪の発展のためには絶対必要です」と言ったんですけれども、当時の大阪市長が、お金の問題とかいろいろあったのかも知れませんが、やらないということで、僕とその当時の大阪市長、3年8カ月の間ずっと話をしていたんですけど、結局できませんでした。それなりの大阪市の言い分はあるのかも分かりませんが、それでも話がまとまらなかった。今回僕と松井知事になって、僕は今度逆に大阪市長になったわけです。ずっとこれを「やる、やる」と言っていたもんですから、大阪市役所の方でこれをやるよということで決めて、今、話が進んでいます。何とか今年度中に計画がまとまりそうですが、出来上がるのが 35 年後ぐらいでしょうか。35 年後、早くてですかね。早かったらもうちょっと早くやってもらいたいんですけど、大体高速道路って計画から 16 年遅れたりとかいろいろありますんで。平成 50 年代ぐらいになるんでしょうか、平成 55 年とか。そんな状況でいいのかというのが、これが知事をやった強烈な問題意識です。「大阪の発展はこんなスピードでいいの」と。

それから、大都市が便利になるというのは空港にいかにか早く到着できるか。空港から早く、いかに都心部に到着できるか。これがすごい重要なんです。ニューヨークやロンドン、パリ、それから上海、ソウル、バンコク、香港、みんな都心部からちょっと離れた所に国際空港をつくって。住民の騒音問題がありますから都心部から離れた所に国際空港をつくって、そこから鉄道を引いて、都心部となるべく早くつながるように一生懸命そういうことを考えるわけです。都心部と空港が早くつながるように。東京も、東京都庁というところがどんどん東京の発展のためにいろんなことを考えて。皆さん、成田空港って昔、遠いというイメージなかったですか。でも今どうなっているか。東京都内まで 36 分なんです。電車で 36 分。これは大阪市内から関西国際空港に行くよりも早いです。鉄道を 1 本引いたんです。品川から羽田まで 14 分とか。それから東京モノレールというので、皆さんご存じ

だと思いますが浜松町から出ている東京モノレールというのもありますけど、もう 1 本そこに鉄道を引こうとか、そんな話になっているんです。成田空港と羽田空港はもう今、鉄道 1 本で結ばれています。これは京成電鉄から地下鉄に入って京急電鉄。これは大阪で言うと、阪急電車が大阪市の地下鉄につながって、そのまま南海電鉄につながっているようなもんですね。こういうことをどんどんやって東京というのは便利になっている。空港が近くなればビジネスマンにとっては便利ですから、企業をそこにつくろう、人が集まる、観光客も集まる。それはすごいことになっています。これは東京都庁がどんどんこういうことをやっていっているわけです。計画をつくって引っ張っていっている。

大阪も負けじとやろうとしたんです。関西国際空港と大阪市内をもっと便利に結ぼうと。そこで JR 大阪駅前のうめきたという、緑のまちづくりを今やっていますが、あそこに地下の駅をつくって、そして地下鉄を 1 本引いて、JR 阪和線と南海線の方に結び付けて、それで関西国際空港までつなげる。関西国際空港と大阪市内をもっと便利につなげよう。そのために地下鉄を 1 本引くべきじゃないか。こういう話を今、松井知事とまとめています。これも本来大阪府庁と大阪市役所がこういう話をしなきゃいけないんですが、これまでこういう話がまとまりませんでした。大阪市内のことは大阪市役所、それ以外は大阪府庁ということで話し合いをやっていたんですが、こういう話は全然まとまらなかった。やっと松井知事との間で話がまとまって、今年度中に何とかその計画をまとめたいと思うんですが、電車が走り出すのは 35 年後ぐらいでしょうか。こんなスピードでいいんですかね。

これは東京の地下鉄と鉄道の状況です。人口規模が違いますから、すぐさま大阪がこうなるという話ではありません。何が言いたいかというと、こういう地下鉄のネットワークの状況は、40 年かかってこういうふうになりました。僕は 40 年前、東京に住んでいたときには、この私鉄、僕は京王電鉄というのをよく使っていましたが、新宿止まりだったり、小田急線も新宿止まり、東急東横線は渋谷止まり、東武線は池袋止まり。みんな終点だったんです。地下鉄とつながっていなかったんです。ところが 40 年たった今、13 本の地下鉄のうち、10 本が他の周りの私鉄とつながっているわけです。これは東京都庁が東京全体の発展のためにいろんな計画を考えて、そしてここなんです。40 年かかるんです、こんな話は。40 年とか 50 年。まちの発展なんてよく、「大阪を元気にします。大阪を発展させます」っていろんな政治家が言います。僕も言いますが、1 年や 2 年でできません、こんなの。高速道路を通す、こんな地下鉄、鉄道を便利にするとか。40 年、50 年のそういう期間が必要なんです。ところが今、大阪の場合には、大阪全体を発展させるための役所はどこなんだと。大阪府庁なのか大阪市役所なのか、どっちかが分からない状態なんです。大阪市役所はもちろん大阪市内のことを考えるのが本来の目的ですけども、大阪市役所ですから大阪市内のことを考える。でもそんな視点だけでいいのかと。

大阪の経済状況です。これは今の大阪の経済状況を表している図ですけども、これは大阪府の地図です。赤色が大阪市のエリアですけども。青色の点々が経済活動の範囲だと思ってください。事業所といいまして、オフィス、事務所、それから商売をやっている

る商店、そういうものが青色の点点点ですけれども、経済活動の範囲というものはこういう形で、大阪全体に広がっているわけです。今の経済活動というのは、昔、大正時代までは、経済活動はこの大阪市内に集中していたんです。でも今はどうなっているかという、大阪の経済活動というのは大阪府全体なんです。白いところは山ですけど。そして次、人の移動です。これは人の移動の状況ですけれども、色の付いたところが人の移動の範囲です。大阪市内だけにとどまっているわけじゃないですね。昔、大阪市営地下鉄ができた頃というのは、大阪の人口のうち7割が大阪市内に住んでいましたので、大阪市内のことだけ考えれば何とかあったんです、その頃は。でも今、見てください。人の移動はもう大阪府全体です。皆さんお分かりのとおり、大阪市だけに人が住んでいるわけじゃありません。周りにいっぱい人が住んでいる。だから経済活動も大阪府全体、人の移動も大阪府全体、こんなときに、大阪市、大阪市って、大阪市内だけの視点では大阪の発展は望めません。だから僕は、これから大阪の発展と言ったときには大阪市を中心に考えるんじゃなくて、大阪府全体を考えていろいろ計画をつくっていかなくちゃいけない。空港の問題、高速道路、それから地下鉄や鉄道のネットワーク。これらも全部大阪全体の視点で考えていかなくちゃいけない。

そして経済特区です。今、安倍政権が旗を振って、経済特区といういろんな制度をやっていますけど、これも大阪市内の話だけではありません。大阪府全体で経済特区というものを、今、これをやっていこうということになっています。そして成長戦略です。大阪を成長させるための大阪の成長戦略というものも、これも大阪市内のことだけではありません。松井知事と僕で、大阪の成長戦略を一つにまとめました。今までは大阪府と大阪市がばらばらに成長戦略をつくっていたんです。それじゃ駄目だろうということで一つにまとめましたが、大阪の成長戦略の対象は、範囲は、大阪府域全体です。大阪府全体を発展させることで、この大阪市も、周りの市町村もみんな、これは発展していくでしょうという考え方なんです。ですから、大阪府全体の視点で考えたときに、大阪府庁、大阪市役所がこれまでのように話し合いで物事を決めて大阪の発展というものを目指す、今までのやり方がいいのか、それとも、大阪全体の発展は強力な大阪都庁というところに任せて、そこに大阪の発展というものをどんどん引っ張ってもらった方がいいのか。この考え方の違いが、大阪都構想賛成、反対に表れてきます。大阪都構想賛成派は、大阪都庁、絶対必要だと。反対派は今ままで、何とか話し合いでなるじゃないかという考え方です。どちらを取られるかということです。

世界の今の国際情勢を見たときに、本当に今のようなスピード感でいいのかと。物事を決めて、高速道路にしたって、空港に結び付く鉄道にしたって、決めたいいいけれども出来上がるのが35年後ですと。そんなことで、中国の今の発展、東南アジアの発展、そういうところと大阪がある意味勝負して勝っていかなくちゃいけない、大阪の発展ということに関してはずね。そんな中で35年、40年かかるようなそんなやり方をこれからも続けていくんですか。僕はやっぱりそれは、知事の経験としては、強力な大阪都庁が必要だという

ふうに感じました。

大阪都庁というものが必要だというのは分かるけれども、本当に今の大阪府庁でできるのと、皆さん疑問に思われるかも分かりません。それは、今の大阪府庁も一から作り直すわけなんです。17 ページなんですけど、今の大阪府庁のままでは、大阪全体の発展、これを引っ張っていくというのは無理です。これは知事の経験からして無理です、今の大阪府庁では。ですから大阪府庁も一から作り直します。どういうことかといいますと、大阪市役所の中に優秀な職員のチームがあるわけです。これまで地下鉄を考えてきた、咲洲トンネルを掘った、大阪市内のいろんな開発をやってきた。失敗もいっぱいありましたけれども、でもそういうものをいろいろやってきた優秀な職員がいる。その優秀な職員 2,000 人ほどを、どかっと大阪府庁に移しちゃうわけです。だから、ちょっと人を入れ替えるとかそんなじゃないんです。大阪市役所の中の、大阪全体の発展を引っ張るだけの力のある職員 2,000 名ぐらい、これを全部大阪府庁の方にドーンと移すわけです。大阪府庁も一から作り直す。そして名前が変われば大阪都庁です。ですから、大阪市役所の優秀な職員のチームに、今までは大阪市内のことばかり見ていた。大阪市の職員ですから。でも今度は大阪府庁の方に移ってもらって、そして大阪府全体を見渡す目を持ってもらって、大阪全体の発展を目指してもらいたい。ですから、さっき大阪都構想で二重行政をやめて、税金の無駄遣いをやめるためには、大阪市役所が持っていた、大阪全体に関する仕事を大阪府庁の方に移しますよというふうに言いました。今度は仕事を移すだけじゃなくて、職員も移すんです。大阪市役所のその職員、大阪全体の発展のために力を発揮できる職員も、大阪府庁の方にドーンと移してしまう。仕事も職員も移してしまう。それがこの大阪都構想なんです。

仕事の性質で 16 ページなんですけど、結局、大阪府庁、大阪市役所、整理がついていない、役割分担ができないということをやさしく言いましたけども、仕事も整理がついていないし、職員の整理もつけられていない。だから本当に役割分担があいまいだったんです。今度大阪府庁、大阪市役所の仕事をきちんと整理をして、大阪全体の発展に関わる仕事は、全部大阪府庁に任せる。名前が変わったら大阪都庁に全部任せる。そして職員も全部ここに集中させる。大阪全体の発展のため、大阪全体の成長のためには、仕事も職員も全部移して、強力な大阪都庁というものをつくって、大阪全体を発展させてもらおうと。この考え方が大阪都構想です。

東京も既にこういう考え方といいますか、同じようなことをやったのが東京なんです。今から 72 年前、東京も、東京府と東京市でした。それではまずいということで、東京府と東京市をあわせて、東京都庁に一本化してできたのが今の東京都。1943 年に東京も一本化になったわけです。同じような形で、大阪も 72 年遅れましたけれども、大阪府庁、大阪市役所、仕事の重なっている部分は大阪都庁の方に全部一本化して、職員も大阪都庁の方に移していく。この大阪都庁というものが大阪全体の仕事をスピーディーに、より力強く物事を進めていこうというのが大阪都構想の考え方の 2 番目の理由です。

3番目は、今度は話がごろっと変わります。大阪市内に、住民の皆さんの声を丁寧に聞く、そして丁寧に細やかにきちんと対応できる、そんな役所の仕組みがあるのか。今の大阪市役所では不十分だという思いに至ったのが、僕の提案者としての認識です。今の大阪市役所では、皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応できる、そんな役所にはなっていないというのが、大阪都構想を提案した3番目の理由です。ポイントは、選挙で選ばれた市町村長の数です。大阪市は267万人人口がいます。同じ人口は広島県と京都府です。では広島県や京都府は、住民の皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応する役所の仕組みはどうなっているかという、次です。この人形の数には選挙で選ばれた市町村長の数だと思ってください。京都府は人口263万人で、選挙で選ばれた市長は15人、選挙で選ばれた町長は10人、選挙で選ばれた村長は1人。合わせて26人の選挙で選ばれた市町村長が、住民の皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応する。そういう役所の仕組みになります。広島県は人口285万人。大阪市よりも約20万人多いですけども、この広島県も、選挙で選ばれた市長は14人、選挙で選ばれた町長は9人。合わせて選挙で選ばれた市長、町長、23人が住民の皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応する役所の仕組みになります。そして大阪市はどうか。267万人の人口で、選挙で選ばれた市長は僕1人です。果たしてこれで、細やかで丁寧な仕事ができるのか。今までの時代は何とか大阪市長1人でやってきた。これは大阪市24区を一つの固まりと見て、1人の大阪市長、大阪市役所がボンと方針を決めれば、全部24区同じような行政をやってきた。これは今までの大阪の行政です。これまでの時代はそれでよかったのかも分かりませんが、これからの時代もそんなやり方でいいのかというのが、今回の大阪都構想の提案理由の三つ目です。大阪市長1人では丁寧な、細やかな、そんな行政ができないでしょうという、これは提案者としての思いなんです。

そういうことを言いますと、隣にいる高橋区長、住之江区長の高橋区長がいるじゃないかと。「おまえ、1人、1人というけれども、大阪市には24人の区長がいるんだから十分じゃないか」と思われるかも知りませんが、もちろん高橋区長は、住之江の皆さんの声をしっかり聞いて、住之江のためにものすごく仕事をやってくれています。極めて優秀な大阪市の職員で、本当に住之江のためにいろんなことをやってくれていまして、今、大阪市の改革で住之江区長の決定できる範囲というものがどんどん増えてきていますから、南港咲洲のあのポートタウン、新しくあそこを再生させるんだということで高橋区長が旗を振って号令を掛けて、ポートタウン再生プログラムとかいうのをつくったりですね。その他、ポートタウンの所は教育のまちにしていくんだとか、アイデアマンですからいろんなことを出してくれているわけです。これは住吉区とか大正区とか港区とか、周りの区ではやっていないけれども、住之江だけでやっているという事業がいろいろあるんです。これは住之江のことを考えていろいろやってくれています。でも、高橋区長はそれだけ住之江のことを知って、住之江区民のことを思っている高橋区長でも、保育所一つ、この住之江に、ここに建てますといことを決定できないんです。図書館をここに建てたいと思って

も、それを自分の判断で最後決められない。特別養護老人ホームも、これは足りないよね、ここにつくるといふことも決められないわけなんです。

僕はここにもものすごい大きな疑問を今持っております。今それは誰が決めるの。保育所、図書館、特別養護老人ホーム、そういうものを決定するのは誰なの。それは僕なんです。大阪市長なんです。今の大阪市役所の仕組みだと。淀屋橋、中之島の、あそここの大阪市役所の本庁舎。あそこにいろんな局があります。いろんな関係各局。そこが決めるという仕組みになっています。住之江の保育所、どこに建てるかとかそういうのも、淀屋橋、中之島が決めるという仕組みになっている。僕はそれは違うんじゃないのと。一番住之江のこと知っている区長が、それから区役所職員が、淀屋橋、中之島の職員よりも、区役所の職員の方が住之江のことは知っているわけですから、どちらが最終に物事を決めるのかといったら、区長や区役所の職員が言っていることで物事を決めていかないといけないんじゃないのというのが、僕の問題意識の三つ目なんです。今までは全部淀屋橋、中之島で最終決定をしていたんです。「区長、そんな決定までできないの」と言うんですけども、これはなかなか皆さんイメージできないかも分かりませんが、大阪というのは区長を選挙で選んだことがないので。東京の23区というところは、今、選挙をやっています。区長選挙をやっているんです。東京の23区の区長というのは選挙で選ぶんです。ですからその区長が最終的に物事を全部決めていくわけです。それは市長と同じ立場なんです。もちろん選挙で選ばれるということが重要で、選挙で選ばれるというところで、市長も町長も村長も区長も、みんな選挙で選ばれる者は自分で最後決められるんです、責任を持って。僕はこれからの区長はそうあるべきだと。大阪市内、1人の市長で全部物事を決めていく、そういう時代は終わったと。これからの時代は大阪市内に選挙で選ばれる区長を5人置いて、それぞれの地域で、それぞれの地域の特色に合わせて、住民の皆さんの声を聞きながら、五つの地域で独立して行政をやっていってくださいという思いを込めたのが、この大阪都構想なんです。まだイメージつきにくいかも知れません。

例えば図書館です。これは図書館の数なんですけど、大阪市内では図書館をどこに建てるか、幾つ建てるか、どうやって決めているかという、1区1館です。今、大阪市に24区あります。1区1館つくと、そう決めています。それぞれの24区、人口はそれぞれ違うと思います。住之江区12万5,000人でも一つの図書館です。住之江は横に長いのに一つの図書館なんです。福島は5万人のところにも一つの図書館なんです。これはおかしいんじゃないかと普通は思うと思います。「人口が多いんだったらもうちょっと図書館増やしてよ」と。「橋下、それぐらいやってよ」。これはやりたいんですけど、それをやると、平野から東淀川から、いろんなところからもう1館増やせと必ず声が出るんです。それを1人の市長で全部調整するというのはさばききれないんで、申し訳ないけれどもこれは住民の皆さんのことを考えているというよりも、役所の都合で1区1館にしているんです。住之江は横に長からうがなんであろうが、すいません、1区1館にしてくださいと。そうしないと他の区の収まりがつかないからということで、1区1館になっています。スポーツセ

ンター、温水プール、1区1館です。これも地域の実情とかそういうことを考えておりません。1区1館なんです。これも地域の実情とかそういうことを考えておりません。1区1館なんです。こういう行政で、これからもいいんですかということですよ。

図書館。東京の特別区は、選挙で選ばれた区長が自分のところの地域に幾つ必要なのが決めます。それは当たり前です。僕も大阪市長ですから、大阪市内という範囲を見たときには、幾つつくるかは僕の判断で決められるわけですよ、大阪市長ですから。今度特別区長になると、特別区の範囲の中では幾つつくるかは自分たちで決めていくと。スポーツセンターとプールも、特別区長は選挙で選ばれた区長ですから、幾つつくるかは自分たちで決めていくと。ただ誤解していただきたくないのは、特別区になったからといって、大阪都構想ができたからといって、すぐに図書館が増えるとか、スポーツセンターやプールが増えるというわけではありません。増えるという話ではないんです。ここで問題なのは、幾つつくるかということをお金さえ用意すれば、自分たちで何を幾つどこにつくるかを決められるということですよ。今は大阪市役所、淀屋橋が決めております。もちろん高橋区長が、ここにつくってほしい、ここにもう1個増やしてほしい。高橋区長もいろんな考え方がありますけれども、それは淀屋橋の方をお願いしに行かなきゃいけないんです。淀屋橋、中之島の方のいろんな局長とか、最後は副市長、僕が、「うん」と言わない限りはそれができない。これはおかしいんじゃないのと僕は感じました。大阪市長として感じたところですよ。

区役所の図。なかなか区長を選挙で選ぶというのは、大阪市民の皆さんは経験したことがないのでイメージができないかと思いますが。区役所の組織図。要は選挙で選ばれる区長ということになると、自分で決められるということなんです。これは区役所の図ですけども、こちらが今の住之江区役所です。こちらが高橋区長です。住之江区役所の職員にはいろいろ指示を出します。今だいが区役所も変わってきたんです。自分たちで仕事、物事を決められるということに今どんどん改革をしているんで、昔の区役所とはだいぶ変わりました。でも今の区役所はこういう状況です。それを特別区役所にするとこんな状況になるんです。ここは特別区長になって、ずらーっとこういう局が引っ付くわけですよ。これは今、僕が大阪市長としてここにいて、淀屋橋、中之島にこういう組織がざーっとあるんです。ここで物事を決めるわけですよ。今までは、高橋区長は、この物事を決めているところの外にいるような存在だったんです。それでは区長が自分で物事を決められないだろうということで、区長を今度選挙で選ぶようにして、全体の組織のトップに立ってもらって、自分で物事を決めてもらおうということで、選挙で選ばれない今の区長と、選挙で選ばれる区長というのは決定的に異なります。ただ大阪市の24区の区長を、全部選挙で選んでしまうと、24個こういう組織をつくらないといけません。それはお金が持ちませんので、今回は大阪市内にこういう組織を、新しい特別区役所というものを五つ置きましょうというのが、今回の大阪都構想ですよ。

パフレットの表紙。大阪市内、今までは24区と言っても独立した行政はできないので、

高橋区長はできる範囲のことはいろいろやってくれていますけども、それでも図書館をつくとか保育所をつくとか、そういうことすらできないような区長だったんで、それは駄目だと。今までは大阪市内 24 区ありますけれども、全部 24 区一律に行政をやっていたんです。大阪市役所の方針に基づいて。でもそれを今度は五つの地域に分けて、五つの地域で独立して行政をやっていきましょうと。ということを目指そうというのが大阪都構想です。「独立って本当にそんなにいいの」と思うかも分かりませんが、さっき大都市局の説明で、この五つの区の特徴、説明があったと思います。五つの地域で特徴が全然違うんです。この北区というところと南区というところ、商業地なのか住宅地なのか。子育て世帯が多いのか高齢者が多いのか。津波被害対策が重要な地域なのか、それとも、子どもたちが多くて学校が少ないということが課題なのか。みんなそれぞれの地域で課題が違うんです。昔はそれぞれの地域の課題とか特徴、あまりそういうところを関係なく、大阪市というものを一つの固まり、大阪市というものを一つの地域とみなして、大阪市長、大阪市役所がボーンと方針を立てれば、大阪市内は全部そのルールに従って行政をやってたわけなんです。一律の行政をやってたんです。ごみの収集時間なんかも、8 時以降ということになったら、24 区全部 8 時以降。でも、あいりん地域は、あそこは 7 時半ぐらいに回収してあげないとえらい問題になったんです。西成のあいりん地域はごみの不法投棄がそれまですごい多かったんです。今は大変です。今あそこにごみを捨てたら、あいりん地域でごみを捨てたら、今大阪府警が逮捕をしますから。ものすごい厳しい地域になりましたけど。それは松井知事と僕で、そういうふうに大阪府警にやってほしいということで、大阪府警がすごい厳しくやってくれていますけれども。朝にごみが山のように積み上がっていたんです、かつては。子どもたちが通学する 7 時半までに、何とかごみを回収してもらえないですかということ、地域の人たちも区長も、みんな話をしていた。2 年間話をしていたんですけども、大阪市内はごみの回収は 8 時以降だから、それはできないとって 2 年間ずっと話が進まなかったんです。僕も 267 万人の市民の皆さんの声を一つ一つ丁寧に聞けるだけの余裕もないし、他にもいっぱい仕事があるので、その話がずっと耳に入ってこなかった。テレビ番組で見たんです。それはおかしいじゃないのという話になっている議論をして。別になににも、大阪市の職員が怠慢していたとかそうではないんです。ルールを守っていただけなんです、大阪市の。でもそのルールを変えよう。あいりん地域だけ特別ということで、今、あいりん地域は 7 時半までに全部ごみを回収するようになりました。

地域の防犯灯も、今、大阪市全体のルールは、防犯灯は球が切れてから換える。これは普通です、球が切れるまでは最後まで使おうと。でも、あいりん地域というのはいろいろ問題があって、防犯灯をもうちょっと明るくしないと子どもたちの安全を守れないんじゃないのという声があったんです。でも大阪市全体のルールからすると、球が切れてからしか換えられないから、すぐに「LED には換えられません」でずっと終わっていた。でもそれも、その地域だけ特別扱いをやるよということで僕が号令を掛けて、あいりん地域

のあそこだけは球が切れる前に全部防犯灯を LED に換えたんです。

何が言いたいかというと、大阪市 24 区全部同じルールでこれからもやっていきますかということです。それとも、大阪市内を五つぐらいに分けて、それぞれ自分たちでルールを決めてやっていきませんか。これからの時代、僕は大阪市内、五つの特色ある地域で、五つの特色ある行政をやっていく時代だと、僕は考えております。その理由は、それぞれの地域でそれぞれの特色があるということの他に、今後、役所は皆さんに、あれやります、これやりますをどんどん言える時代ではなくなってきました。皆さんにいいことばかり言える時代ではなくなってきました。ただし皆さんも、どんどん必要なもの、要望事項も多くなってきました、これから。高齢者の皆さん、子育て世帯の皆さん、現役世代の皆さん。「やっぱり役所の方にこれをやってほしい」、「もうちょっとこれが足りないからこれをやってほしい」。

特に教育問題なんかでは、僕は大阪市長に就任してびっくりしたのは、大阪市の子ども教育予算、重点経費、ものすごい少なかったんです。教育環境はこんなんでもうやって子どもを教育するんだと。中学校の給食もないし、エアコンも付いてないし、図書室の本は基準の半分以下だし、テレビはブラウン管テレビだし、えらいことになっていた。でも誰も、「お金がないからこれを変えることできません」で終わっていたんです。ここを何とかしなきゃいけないと思い、僕は子ども教育予算を増やすと。特に重点経費を増やすということで、今回 4 年間で 5 倍に、そして当初よりも 300 億円上積みをしました。これは必要だと思って。その代わりに、申し訳ないですけども大阪市全体で赤バスを廃止したりとか、敬老パスの一部有料化をやったりとか、いろんな見直しもさせていただきました。やっぱり必要なものを増やそうと思えば何かを見直ししなければいけない。そういう時代になっているんです。それを、大阪市長 1 人がこれからも大阪全体で一律のルールで、これを増やす、これを削るということを、大阪市内 260 万人全体でやるのか。それとも五つの地域に分かれて、うちの地域はこれをもっと増やしていく。でもうちの地域はこれは我慢しよう。大阪市全体でみんな一致するわけはありませんから。五つの地域でそういう細かな丁寧な調整をやっていく、そういう時代に僕は入ると思います。地域の皆さんの声を聞きながら、必要なもの、我慢していくもの、そういうものを調整していくのがこれからの役所の重要な役割だと思うんです。そんなときに、今までどおり大阪市長 1 人と大阪市役所一つが、大阪市内の方針を全部一つで決めて、267 万人、24 区、全部その方針で従ってくれ、全部こうやってくれというような行政を目指していくのか。僕はやっぱりそれは大きな疑問を感じています。

そこで、当初話をした仕事の特色なんですけど、16 ページ。先ほど大阪全体の発展については、大阪都庁がスピーディー、より力強く、どんどん大阪全体の発展を引っ張っていってもらいたいと言いましたが、上の仕事です。通常皆さんがイメージする市役所の仕事、医療、福祉、教育。小学校、中学校の教育問題、特別養護老人ホームの問題、地域のコミュニティの問題、ごみ処理の問題、こういう問題については、よりもっと細やかに、丁寧

に対応できるような役所の仕組みが必要なんじゃないかという思いで、それだったら大阪市内、1人の大阪市長、大阪市役所でそういう行政を進めるんじゃないかと、選挙で選ばれた区長を5人置いて、五つのブロックに分かれて、今後は丁寧に細やかに、皆さんの声を聞いて対応していくような、そんな行政を目指していくべきだという思いで、この大阪都構想というものを提案しました。二重行政の無駄を省き、税金の無駄遣いを止める。ここは分かりやすいです。そしてもう一つは、大阪全体の発展を目指していくためには、強力な大阪都庁をつくり、そして通常の市役所の仕事についてはより丁寧に、細やかに皆さんに声を聞いて、皆さんに対応していくために、一つの大阪市役所、巨大な大阪市役所じゃなくて、五つの特別区というものに分けて、それぞれの地域で細やかに丁寧に行政をやっていく。そういう理由で今回提案したのが、この大阪都構想というものです。まさに大阪府庁と大阪市役所を一から作り直して、今、僕がいろいろ述べた問題意識、そういうものを解決する方法として提案をしました。

今言った問題意識を皆さんが「なるほどな」というふうに思ってくださいのか、「それはおかしい、そんなことをやる必要ない」と考えるのか。また、「確かに言っていることは分かるけども、方法として一から役所を作り直すまで必要あるの」と考えてもらうのか、「今のままだでも何とかなるんじゃないの」と。いわゆる大阪都構想反対派の人たちは、僕のいろんな問題意識をいろいろ言うんですけども、それは今のままだでも何とかなると言うんですけども、僕はそこはさっぱり分かりません。今の大阪府庁と大阪市役所でどうやって二重行政を解消するのか、税金の無駄遣いを止めるのか。住民の皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応するのか、大阪全体の発展を目指すのか。そこは僕は理解できないんですけど。ただ、今の反対派の人たちは、今のままだでもできるということを言っています。

では大阪都構想が実現して、特別区というものができ、本当にちゃんと仕事ができるのか。これはできます。まず大阪市役所が皆さんに提供しているいろいろなサービス、今現在提供しているサービスの水準は全く下がりません。敬老パスもそのまま残りますし、その他、一部有料化させてもらいましたが、敬老パスは今のまま残りますし、その他皆さんが今、市役所から提供を受けているサービスは、そのままサービスの水準は維持されます。なぜかといえばお金がきちんと確保されるからです。

20 ページ。今、ちまたでは、いろんな意見が飛び交っていますが、賛成、反対、それぞれいろんなことを言っています。ただ、今お渡ししたこちらのパンフレット、これが唯一国からのチェックも受けて、府議会、市議会でも賛成多数を得た唯一の公式な資料です。その資料に基づけば、今、大阪市役所が提供しているいろいろなサービスに掛かるお金、6,200 億円なんですけども、これはきちんと特別区に確保しますので。「お金が減る、減る」と言う人たちがいるんですけど減りません。お金はきちんと確保しますので、今の大阪市役所が提供しているサービス水準はきちんと維持されます。サービス水準が維持されるどころか、大阪都構想が実現しますと、27 ページ。皆さんお住まいのところは湾岸区になるんですが、大阪都構想が実現しますと、今のお金が維持されるどころか、徐々にお金がま

たさらに積み上がってきます。積み上がってきたお金で、さらに皆さんの住民サービスを充実させたり増やしたり、新しいことをやったりすることができるというのが、この資料で表れております。お金は減るところか増えていきます。

それから大阪府にお金が取られるということを主張する人がいます。19 ページ。これもおかしな話です。まずそもそも皆さんは市民でもあり府民でもあります。僕は大阪府知事の経験もありますので、大阪府にお金が取られるという表現については非常に違和感を覚えます。僕は市民の代表として知事の仕事をやっていましたが、それは市民のために仕事をやっているんで、知事も。大阪市民のお金を取るなんていう、そういうことを言われるのは心外なんです。ただ、事実としてはこういうことなのかなと。皆さんの税金は、それぞれお住まいの湾岸区や、または一部は南区ですね。こちら住之江は南区と湾岸区に分かれますので、南区、湾岸区の方に直接納めていただくのと、それから大阪府の方に一部預けてもらう税金があります。名前が変われば大阪都ですけども、大阪都に一時預ける税金をもって、「取られた、取られた」と言う人たちがいるんですが、これはその後この下の矢印を見てください。ちゃんと南区、湾岸区にお金が配分されます。なぜ1回大阪府を通すのかということですが、これはそれぞれの特別区で税金が集まる、集まらない、差があるんです。だから公平にお金を配分するために、一旦大阪府が預かります。しかし必ず特別区に配分します。これは国の税金の仕組みは全部そうです。東京、名古屋、大阪で、日本の国の税金の6割、7割が集められますが、東京、名古屋、大阪ばかりで使っていたらこれはえらいことになりますから。1回国が集めて、そして47都道府県にきちんと配分をします。それと同じ仕組みです。1回大阪府が預かりますが、きちんと湾岸区、南区に配分をされる。大阪府、大阪都にお金が取られるということはありません。

そしてこの大阪都構想をやるには、最初に600億円のお金が掛かるということになっています。この600億円のお金をどう捉えるかということです。最初に600億円が掛かる。コンピューターのシステム経費、それから庁舎の整備で600億円が掛かる。ただ、二重行政をやめる、それから税金の無駄遣いを止める、大阪都庁をつくって大阪の発展を目指していく、皆さんの声を丁寧に聞いて細やかな行政をこれからやっていく。こういう役所を一から作り変えるための最初の経費と捉えるのか、それとも無駄なお金と捉えるのか。大阪都構想賛成派は、これは経費だと。新しい役所にするための経費だと捉えております。

湾岸区、もう一度27ページ。その経費を差し引いたとしても、しっかりと後にお金がたまっていくという、そういう数字になっています。皆さんにこの経費分、負担になることはありません。パネルの2番、3番です。そして、大阪市役所と大阪府庁のこれまでの、これらの事業の失敗の額、これは大阪市役所の失敗の額、それから大阪府庁の失敗の額。こういうものを見ていただいて、こういうものを止めるための600億円というお金がどうなのかという、そういう評価をしていただきたいと思います。必要な経費と捉えるか、無駄なお金と捉えるか。

そして31ページなんです、そういう意味で、大阪都構想をやっても皆さんが今の役所

から受けているサービスの水準は下がりません。それから、税金、水道料金、市営住宅の家賃、国民保険料、介護保険料が上がることはありません。隣の区の特別養護老人ホームや保育所に通えないということもありません。今の状態をそのまま維持されます。今ある区役所がなくなることはありません。住之江区役所でサービスはそのままやる。どこか別の所へ、港区の方に区役所ができるから、今の住之江区役所がなくなって遠くなるということを行っている人がいますが、住之江区役所はそのままです。地域のコミュニティ、町内会、それから PTA とか、地域の皆さんのコミュニティがなくなることもありません。最近盆踊りがなくなるということを行っているみたいですけど、盆踊りもなくなりません。地域の行事もそのまま残ります。運転免許証や国民健康保険証、住所変更の手続きの負担は皆さんに負わせないように調整をします。市町村合併のときには住所変更が行われますが、全国各地で行われている市町村合併によって、住民の皆さんに負担が伴うような、そういうことはないように、役所の方として対応しています。不動産登記簿謄本もそうです。

以上、この問題意識の思いで提案させてもらったのが大阪都構想ということでありまして、皆さんにご判断をいただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

それでは、これより質疑応答に移りたいと存じます。皆様に挙手をいただき、私が指名いたしました後、担当がマイクをお持ち致します。必ずマイクを通してご質問願います。本日の説明会での質疑応答には時間に限りがございます。時間がまいりましたならば質疑を打ち切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。特別区設置協定書に関する質問については、本日の説明会場に用意している質問用紙を提出していただければご回答したいと考えております。回答につきましては、後日ホームページに載せたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ご質問のある方、その場で挙手の方をお願いします。それではまずこちらのブロックで、私の正面にいらっしゃる女性の方。6番目の方、すいません。よろしくお願いいたします。

(質問者1)

「都」と言いますけれども、大阪都じゃなくて、何か他の言い方はないんですか。都が嫌いなんです。

(橋下市長)

嫌いですか。

(質問者1)

だから大阪都じゃなくて、他の言い方でということはないんでしょうか。

(橋下市長)

都という名前は、府と市が併さると都になるというふうになっているんです。だから東京も、それまでは、先ほど言いましたけれども東京府と東京市だった。これが二つ併さって府と市が併さると都になるという。そういう一つの決まりみたいなもんなので。東京の皆さんも、それまで東京府民だったんです。多分その当時の人たちはいきなり東京都になるとなったときに、同じように違和感を覚えたと思います。都というのはなんかおかしいな。今まで東京府だったのにと。東京府、東京市と言っていたのに。でも今、72年たった今、東京都民の皆さんが、都、嫌だという声は、僕は今聞いたことないので。今は確かに違和感あると思います、新しいものに変わる場合には。ただ、50年たった後に、50年後の皆さんが、都という名前を嫌がっているかということ、今の東京の状況を見ていると、別に東京都という名前で、昔のように東京府に戻してくれという声は、僕は聞いたことないので。今は違和感あるかも分かりませんが、その名前のことよりも、この二重行政をなくして、税金の無駄遣いを止めて、大阪発展を目指して、そして皆さんに丁寧な行政をやっていく。そっち側の方をよく考えていただきたいと思うんですけども。でもどうしても名前が嫌だということになれば、反対というふうになってしまうのかなというふうになりますけれども。府と市が併されば都になるという、そういう決まりだというふうにご理解いただければと思います。

(司会)

それでは次に行かせていただきます。ご質問のある方、挙手の方をお願いします。そうしたらこちら側のブロックの、後ろから3列目か4列目の男性の方。今、後ろを見られた方。よろしくお願いします。

(質問者2)

まず、大阪都構想と言いますがけれども、これは今度の5月17日に投票する分については、決して都になるわけではなくて、126年間続いた輝かしい大阪市の歴史をつぶして、権限も財源も大阪府に取られて、他の市以下の市になる、区になると、そういうふうには私は捉えております。それで、今日の説明で、大都市局からかなり出たのに、橋下さんは都合のいいことばかりを長々とやられました。中身を見ると、二重行政をなくせば4億円の財源が生まれてくるということ。

(橋下市長)

4億円。

(質問者2)

4,000億です。

(橋下市長)

それは政治発言なので、グラフはこっちを見てもらいたいんですけど。

(質問者2)

そんなの関係ないでしょう。松井知事が、4,000億の金が年間出ますよという話をしてあったんです。あなたは、17年間で2,770億円ですか。そういうふうに出ると。しかし、4,000億というところの市の試算では、1億円ぐらいしか出ないのではないかというふうにやっています。

(橋下市長)

違います。そこは2700、資料に出ています。

(質問者2)

それは、やはりあなたのグラフが間違っていると、そういうことです。それとですね。

(司会)

質問をお願いします。

(質問者2)

生まれた財源を、福祉、医療、教育に使うと言うんですけども、この7年間で維新の政治がやってきたことは、救急救命センターへの補助金を0にするとか。

(司会)

説明に対する質問をお願いします。

(質問者2)

だから、あなたの言っていることは、いわゆる将来的なことを言っていますが、私たちにとっては今、医療とか福祉。

(司会)

繰り返しの主張はおやめください。

(橋下市長)

すいません。こちらは今日は、いわゆる都構想の説明会ですので。すいません。

(質問者2)

だけどね、それは賛成者と反対者が話をして、議論をすることが必要ということ、橋下市長はツイッターでも言っているじゃないですか。

(橋下市長)

ですから、その考えであればあとは反対していただければ結構ですから。説明会なので。

(質問者2)

説明会でもいいんですけど、あなたの話は長過ぎる。

(司会)

ご質問も長いです。

(質問者2)

大阪府というのは。

(司会)

ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。マイクをお願いします。

(橋下市長)

ルール違反ですから。ルール違反なので。

(太田大阪府市大都市局制度調整担当部長)

これ以上、意見の表明をなさるようでしたら、マイクを取り上げさせていただきます。

(橋下市長)

マイクを取らせてもらいます。すいません。今回は大阪都構想の説明をさせてもらいまして、いろんな意見があると思いますから、納得できなければ反対してください。なにも、ここで持論を皆さんに聞いていただく場ではありませんので、すいません。ですから納得できないということであれば、反対していただければと思います。反対する人たちと、この大阪都構想を提案した僕の問題意識の決定的な違いは、大阪市というものにどこまでこだわるかということです。だから先ほど言いましたけど、大阪市から大阪府に権限、財源を奪われると言いますが、大阪府は皆さんと敵対している組織ではありませんので。皆さんが選んだ府議会議員、皆さんが選んだ知事が、大阪市民のためにも一生懸命やっている、そういう役所ですから。お金が取られるということもありません。先ほど繰り返し説明しましたけれども、お金が取られるということもありませんし、それから二重行政のそ

のお金について、先ほどの方が1億だとか何とかと言いますが、こちらの表、これが正式な資料ですけれども、いろんなことをいろいろ言われますけれども、きちんとお金は積み上がってくるという計算結果が出ていますので、こちらで新しく皆さんに対する住民へのサービス、こういうものは充実できる、新しいものができる。

それよりも二重行政と、それからこれまでの税金の無駄遣い、それから大阪全体の発展のためどうするのか。皆さんに対して丁寧に細やかに、この行政をやっていくためにはどうするのか。そのために、今のままの大阪府庁、大阪市役所でいいのかどうか、そこを考えていただきたいと思います。今のままでもいいということであれば反対というふうにすればいいんですけども、今のままでどう解決するのかは、全くそれは反対派の人たちは解決策を示していないという状況です。以上です。

(司会)

1人でも多くの方にご質問いただきたいと思っていますので、質問はまとめて、質問の方をよろしく願います。それでは次の方、手を挙げてください。そうしたら次は真ん中のブロックにまいりまして、前から6番目の女性の方。願います。

(質問者3)

ありがとうございます。いろいろお話を聞かせていただきました。まず一つなんですが、270万人の担任というか、一人一人の声は聞けないと。それはどんな優秀な人でも難しいかとは思いますが、そのために私たちは選挙で市議会議員を選んでいます。各区からそれぞれ市議会の人を選んで、市民の意見として市議会でお話していただいて、という形になっているので、その市議会の人たちの意見をまとめるのが市長の役目であって、それがまとまらないというのであれば、それは市長の力量によるものかとは思いますが。まだ質問が。

(橋下市長)

一つずつ答えます。今言われたことで、まず議員と市長は全然違います。議員さんは、保育所をどこに建てるとかそういうことは決められません。役所に意見を伝えるだけで、先ほど京都府と広島県の例を出しましたが、繰り返し言いましたが、選挙で選ばれた市町村長の数が重要だと言いました。議員さんも大事です。議員さんも大事ですけども、1人の市長じゃなくて、選挙で選ばれた区長が5人増えた方がより丁寧になるということですので。1人よりも5人のほうが丁寧になるんだったら5人の方がいいんじゃないですかということなんです。

(質問者3)

一つの部署を5個に分けるということの、また新たな無駄ができるのかなというようにも思います。

(橋下市長)

無駄はなく、それは全部吸収した上でお金は積み上がってくるということです。無駄ではないんです。

(質問者3)

それと、二重行政についてですが、病院は今回、都構想という言い方も微妙ですけど、せっかくの政令指定都市がなくなるかどうかということなんです。

(橋下市長)

せっかくのというのはどういうメリットがあるんですか。

(質問者3)

政令指定都市は都道府県と同じだけの権限と。

(橋下市長)

でもそれで二重行政も、税金の無駄遣いをしているんですよ。

(質問者3)

二重行政についてなんですが、2014年の5月30日に、それはもちろん国会でも審議されるというところで、地方自治法の改正で国会でも取り上げられて、指定都市と都道府県の調整会議というものを。つまり大阪府で、府と同等の権利を持っている政令指定都市の二重行政を解消するために、調整するための会議を設置することを義務付けられたと思いますけど。

(橋下市長)

それは、話し合いで解決できるかということで、それは大阪では無理だったんです。

(質問者3)

それを2014年に施行されたばかりなので、それを取りあえず使ってみてやってみるというのも一つの方法だと思います。これが調整つかなければ、総務大臣が、一応。

(司会)

静かにお願いします。質問をまとめてください。

(質問者3)

二重行政が使えないというのであれば、そういうのを1回してみる。

(橋下市長)

もうやってきたんです。

(質問者3)

それは2014年からですか。

(橋下市長)

これはなぜ法律が改正されたかと。法律が改正されたのは、大阪府と大阪市がやってきたことを、単に法律で後追いをしただけなんです。大阪府と大阪市は僕と松井知事の下で、調整会議というものをずっとつくってきました。その前にも、昭和34年から大阪府と大阪市は会議はずっとやってきましたけれども、まとまらなかったのが大阪府と大阪市の関係なんです。だからあくまでもこれからも、ずっと話し合いでやっていくという考え方の人は反対になるでしょうし、話し合いが無理だから、今回一から役所をつくり直そうとしたのが大阪都構想。もうここは議論じゃなくてどちらを取るか。話し合いで僕は無理だと思ったんで、これは大阪都構想というものを提案したんです。

(質問者3)

細分化させた区長というのは、非常に小さな権限とお金しかない。

(橋下市長)

そんなことはないです。

(質問者3)

市長ほどにはない。

(橋下市長)

だから市長にこだわる必要はないです。

(質問者3)

市長にこだわっているわけではなくて、政令都市の市長の、一般市以下の区長の権限ということになる。その権限が一体どこまであるのか。

(橋下市長)

あとは皆さんが、大阪市長の方が住民に近いと感じるか、区長の方が住民に近いと感じ

るか。市長にお金があるとか財源があるなんて、住民にとっては全然関係ありません。住民の皆さんの声に近い区長が物事を決めるかということが重要であって、区長にお金があるとか権限がある、市議会議員に権限がある。だから、今のいろんなご質問の方は、よっぽど市長を、僕を、やりやすい仕事にしてくれるということなのかも知れませんが、重要なことは市長の権限や財源ではありません。区民の皆さんに近い区長が、いかに仕事をやりやすくするかということが重要だと思うのですけれども、多いので、ご質問者を代えさせてもらってもいいですか。

(司会)

すいません、他の方もいらっしゃいますので。その辺でお願いします。

(橋下市長)

代えさせてもらいます。

(司会)

それでは次の質問にまいります。質問ある方、挙手の方をお願いします。そうしたら、こちらの、私の目の前の男性の方。よろしくお願いします。

(質問者4)

連日の住民説明会お疲れさまです。私はまだ現在、賛成、反対、どちらか正直決めかねている。きょう参加させていただいたのは、話を聞いて賛成か反対か決めようと思ったんですけども、話を聞いていると、言葉悪いですけど、どうもいい話しか聞こえてこない。正直この際、大阪都にすることによってデメリット、これはこういうことになりますけど、これはもう我慢してくださいとか、そういうのは絶対あると思うんです。それをはっきり、想定される範囲内で結構ですから説明して、こういう痛みはあるけども、こういう良いこともありますよと、そういう悪い部分もきちんとお話を聞きたいと思います。

(橋下市長)

これは本当にそのとおりなんです。重要なことなんです、今日ずっと提案理由をしゃべらせてもらったのは、今の大阪府と大阪市に様々な問題があるから、これを解決しましょうということの解決策なんです。だから二重行政の解消、税金の無駄遣いを止める、大阪全体の発展を強力に進めていく、それから住民の皆さんの声を丁寧に聞く、新しい行政を目指していく。これを達成するための解決策で、あとはこの目的を達成させるために、いろいろ不都合がないように、行政として、役所として、その目的を達成するための制度として、うまくいく制度をつくり上げたのが今回のこの大阪都構想というもので、これは霞が関の方で行政上のチェックを全部受けました。全部チェックを受けて、最後は総務大

臣から、問題なしという意見も返ってきたわけなんです。だから制度としては問題ないということなので、あとは今の制度との比較になってくると思うんです。だから今の大阪府庁と大阪市役所で、先ほどの方が話し合いでやったらいいと言うので、話し合いで二重行政が解決できると思えば、今までの大阪府庁と大阪市役所で話し合いをやって大阪の発展ができると思えば、もうこれは反対になると思うんです。それから今の区長で十分これから皆さんの声を聞いて、丁寧に行政をやっていける、そういうふうに思われるんだったら、これは反対になると思うんです。大阪都構想についてのメリット、デメリットというところは制度なので、デメリットがないようにつくり上げたのがこの制度なんです。

あえてもし言うとする、例えば、平成 29 年 4 月にボーンと役所が変わりますね。そのときにコンピューターのシステムが本当にうまく円滑にいくのかとか。それから今の大阪市役所の職員で優秀な職員を全部大阪府庁に移すと言っていますけども、本当にそれで、優秀な人間が大阪府庁に行ったときに、残りの人間だけで行政ができるのかとか。そういう問題点は、これは現実にやったときにいろいろ問題が出てくるかも分かりませんが。ただ考えていただきたいのは、今回の問題提起や二重行政の解消とか税金の無駄遣いを止める。まさに今の大阪府庁、大阪市役所と比較してどうなんですかということですから。問題点ということになると、今の大阪府庁、大阪市役所にもたくさん問題点があるわけです。だからこの新しい大阪都構想、新しい役所をつくり変えるというこの方法と、今と、どちらの方が未来のためになるかということを考えていただきたいなと思います。

要は、考えればもう大阪府知事と大阪市長という 2 人をなくして、大阪都知事に一本化するということと、大阪市内に選挙で選ばれた区長を 5 人置きましょうと。それができるような仕組みにしたのがこの制度ですから、一応今言った目標を達成するための制度にはきちんとなっているということで、総務大臣から問題なしというふうに意見をもらったところなんですけども。ただデメリットと言われてもなかなか難しいところがあって。今の大阪府庁、大阪市役所との比較でどっちの方がいいんだろうというふうに見ていただきたいなと思うんです。

(司会)

それでは時間の関係もございますので、質問はあと 1 人で最後にさせていただきますと思います。

(橋下市長)

そうです。選挙で選ばれた市長 1 人よりも、選挙で選ばれた区長 5 人の方が、皆さんの声が聞けるでしょうという、単純な話なんですけどね。あとお金が回るようにとか、そういうことは制度上ちゃんとやっていますということなんです。

(司会)

それでは時間の関係もございますので、質問はあと1人で最後にさせていただきたいと思えます。それでは、質問のある方、挙手の方をお願いします。そうしたら、真ん中のブロックの一番前の、2人目の方、男性の方。それでは最後の質問ということで、よろしくをお願いします。

(質問者5)

こんにちは。協定書に対する賛成意見の中で、「(その3)の進まない改革」で気がなつたことがあります。利益のために民営化するという事なんですけど、民営化してなぜ利益が生まれるのか気がなつたんで、教えてほしいです。

(橋下市長)

民営化をやって利益が生まれる。利益というのはお金ですよ。これは、例えば地下鉄民営化、公務員がやるよりも、民間人がやった方が、はっきり言って人件費は下がるんです。例えばごみの収集事業というのは、一般家庭用のごみ、皆さんのところ収集していませんけど、全て公務員でやっているのは大阪市ぐらいなんです。周りはもう民間業者にどんどん任せているんです。今、ごみの収集を公務員でやっていますけれども、民間業者の方に任せると、年間これで79億円、税金が浮いてくるという計算結果が出ているんです。それをやったらいいじゃないですかというふうに言っているんですけども、今の大阪市議会では反対されてしまっています。僕の考え方は、公務員も重要なんです、絶対必要です。民間企業の職員と違って、公のために利益を考えない公務員というものは絶対日本には必要なんですけども、でもどんな仕事も全部公務員でやるのかと云ったら違いますよね。公務員でやる仕事と民間人でやる仕事、これは仕事の性質でいろいろあると思うんです。ごみの収集事業は、僕は民間人でもできると思っていました、それをやれば年間79億円が浮いてくる。それから地下鉄も、あれは公務員でやる必要はありますか。阪急電車も近鉄も南海電車も、みんな民間人じゃないですか。JRも、国鉄から民間に変わって、相当サービス良くなったと思います。国鉄のときはストライキだ、ストライキだと、公務員がいろいろやっていたじゃないですか。サービスもよっぽどJRになって良くなったと思いますけども。地下鉄も、今、大阪市営地下鉄は公務員でやっています。だから公務員でやっているから、これを民間人に変えたら、年間で165億円のお金が浮いてくると、そういうことなんです。民間になったら値上げするって、値上げできませんから。これは運輸省が認めないんで、今は民間で他のJRとか、他の鉄道会社が値上げをやったか云ったら、消費税の増税のときに値上げしましたけども。これは公務員であろうが民間であろうが、値上げをやるときには値上げをやる。だからそういうことです。民間人になれば人件費が基本的には下がるし。そこは税金をその分、皆さんのところに還元することができるでしょうということなんです。

さっきのお兄さん、すいません、デメリットのところ、これは評価の仕方なんです。最

初に 600 億円掛かるといところです。ここをどう評価ですね。だから、賛成派の立場からすればより大きな目的のために、目的を達するために、600 億円、これは必要経費だと捉える。でも反対派から見ると、今のままでいいというふうな考え方ですから、600 億円は無駄と見えてしまう。だから、デメリットというか、これは評価の仕方の違いなので、結局新しく役所をつくり直すのか、今のままでいいのかといところを比較してもらって、ご判断していただくしかないのかなというふうに思うんですけども。制度としてはきちんと、お金の面も回るし、役所としてはきちんと動くように、きちんと総務大臣の意見も受けて、これで大丈夫だということになっています。

(司会)

すいません。質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(橋下市長)

本当に長時間、どうもありがとうございました。5月の17、本当に皆さんの貴重な1票で未来の大阪を決めることになります。いろんな、今日説明をさせてもらった問題意識、その提案理由から、この新しい役所を一からつくり直して新しい役所にしていくのか、それとも今のこの状態でも、先ほど幾つか述べたああいう問題点を解決できるというのか、結局話し合いで解決できるのかどうなのか。そのあたりの判断の違いですから、今日いろいろ反対の方は自分の意見を言いたかった人もたくさんいるかも分かりませんが、どうしても納得できないという方は、最後は反対ということになると思います。皆さんの貴重な最後の1票で、未来の大阪を決めてください。本当に長時間、どうもありがとうございました。

(司会)

説明会の終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。本日お配りした資料はお捨てにならないよう、必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日、日曜日でございます。大切な1票ですので必ず投票してください。住民説明会は、他の会場の説明会もユーストリームによるネット中継録画、および全区役所でも中継しています。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方は、そちらもご利用ください。それでは、本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了致します。お帰りの際、階段などで転倒されないよう、お気を付けていただきたいと思います。傘などお忘れ物なきよう、スタッフの誘導に従ってご退場をお願いします。なお、特別区設置協定書に関する質問用紙につきましては、本日の説明会場の出口付近に、回収ボックスとともにご用意を致しておりますのでよろしくお願い致します。長時間どうもありがとうございました。